

総合調整会議（2015. 7. 15）

○日時：平成27年7月15日（水） 午前8時45分～午前9時20分

○場所：栗東市役所3階談話室

○出席者：市長、副市長、教育長、部長等

<会議内容>

1. 市長の指示事項

市長からの指示

- ・諸業務について、各部において責任を持って対応いただいているが、状況に応じて報告・連絡・相談を確実に行うこと。
- ・付属機関等の会議の公開について、原則公開とする必要があるが、その基準等の整理を政策推進部と総務部が調整して行うこと。
- ・7月1日に新規採用職員の配属と人事異動を行った。職員全体の体調管理や業務量等について、十分目配りをする事。

2. 審議事項

【案件名】公共建築物等における地域産木材の利用方針（案）について

→ 農林課長から説明

- ・森林は、木材生産機能とともに、水源かん養、山地災害防止、保健休養等の公益的機能を有し、私達の豊かで快適な生活に欠かすことの出来ない重要な役割を果たしている。このため、森林の適正な整備や保全を図ることにより、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることが重要である。
- ・戦後、昭和40年代以降は全国的に、スギ、ヒノキの植林が進み、これらの人工林資源の多くが、育成の段階から木材として利用できる段階となりつつあることから、利用を前提とした森林整備が、森林の保全・管理を適切に推進していく上での重要な課題となっている。こうした状況の中で、森林から生産される木材は、調湿性や断熱性に優れた人や環境に優しい資材であるとともに、再生可能なバイオマス資源であることから、住宅等の建築用材や燃料用材として利用することはもちろんのこと、地域の林業や木材産業の活性化による雇用拡大や地域経済の振興に資するものであることなど、木材利用には大きな意義がある。
- ・国においては、「我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換する」との考え方のもと、平成21年12月に「10年後の木材自給率50%」を目指す「森林・林業再生プラン」を公表し、住宅や公共建築物等への木材利用の推進を図ってきた。

- ・特に、公共建築物における木材の利用は直接的効果だけではなく、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進への波及効果が期待できることから、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定され、これに基づく基本方針が平成22年10月に策定された。この基本方針では、公共建築物において非木造化を指向してきた過去の考え方から、可能な限り木造化または木質化を図るとの考え方へ大きく転換している。
- ・これを受けて、国土交通省では官庁施設の営繕にあたって必要となる木造施設の設計に関する技術的事項および標準的手法を定め、官庁施設の設計の効率化に資するとともに必要な性能の確保を図ることを目的として、「木造計画・設計基準」を平成23年5月に制定した。
- ・一方、滋賀県では、平成10年の「滋賀県木材利用推進連絡会議」の設置や平成16年4月の琵琶湖森林づくり条例の制定、平成17年1月の「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定し、平成22年3月の当基本計画の改訂では、「急がれる滋賀県産木材の安定供給体制の整備」を重要テーマの1つとして位置づけるなど、県内産木材の利用促進に取り組んできた。
- ・また、国の基本方針に基づき、公共建築物等木材利用促進法第8条に定める都道府県方針として、平成24年2月に「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を策定された。
- ・こうした公共建築物等における木材利用の促進に関する国や県の動向を踏まえ、栗東市においても公共建築物等の木造化ならびに木質化を推進していくために、滋賀県が策定した「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に準拠し、公共建築物等木材利用促進法第9条に定める市町村方針として、「公共建築物等における地域産木材の利用方針」をここに策定する。
- ・滋賀県が策定した「公共建築物における滋賀県産木材利用方針」に準拠し、木材の利用の目標ならびに目標の実現に向けた取り組みは次のとおりである。なお、当市が定める地域産木材とは、滋賀県内産木材とするが、特に栗東市内の木材の利用に努めるものとする。
- ・低層の公共建築物については、施設の構造や特性、用途、維持管理方法等を考慮した上で、木造化に努めるとともに、公共建築物の内装等について、木材の利用が適切である部分における木質化を促進することとし、公共建築物の木造化および木質化を進めるにあたっては、積極的に地域産木材を活用する。
- ・暖房器具やボイラーを新たに設置する場合は、供給体制を整備した上で、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。
- ・公共工事においては、極力自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めていくため、木材の特性を生かせる施工箇所については、地域産木材を利用する工法の採用に努める。(注4)
- ・木材は環境にやさしい自然素材であり、繰り返し活用できる有効な地域資源であることから、木材を原材料として使用した備品および消耗品の利用を検討し、地域産木材を活用した木製品・紙製品の導入に努める。
- ・未利用木質資源を有効利用することは低炭素社会の構築に寄与することから、木質資源のエネルギー利用を進めると同時に新たな用途の開拓に努める。

- ・地域産木材によって木材の利用を促進していくためには、供給や需要の各段階において様々な課題を抱えていることから、滋賀県が示す「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、課題への対策とともに木材の安定供給に向けた取り組みと具体的な対策について滋賀県と連携し木材の利用促進に取り組んでいく。
- ・庁内ならびに県関係機関等と連携し、公共建築物等における県内産木材の安定的な供給と需要の拡大を図り、木材利用の促進がより円滑に進むよう体制の整備に努める。

[市民部長]

- ・利用する場合の基準等の問合せについて、内容の情報提供をしてもらいたい。

[環境経済部長]

- ・対応する。

[環境経済部長]

- ・金勝産材を使用した紙について、県内でも紙の流通ルートも確立されつつあり、コストはかかるが、県産材の活用を推進するためにも、市内の公共施設で使用できないか検討してもらいたい。コスト面だけで判断するのではなく、市として推進していく姿勢が必要である。

[政策推進部長]

- ・リサイクル用紙の使用を推進していかなければならない側面もあり、調整が必要である。

[総務部長]

- ・「木材利用の促進がより円滑に進むよう体制の整備に努める」とあるが、具体的な計画はあるのか。

[農林課長]

- ・今すぐという事ではなく、まずは現在の体制で組織横断的に連携して対応していきたい。

区分：決定

3. 報告事項

【案件名】 栗東市同和地区福祉保健計画実施状況について

→ 健康福祉部長から説明

- ・栗東市同和地区福祉保健計画について、平成26年度末の各課取り組み状況を取りまとめたので、報告を行う。

[政策推進部長]

- ・平成26年度末実績だけが記載されているが、平成26年度の目標値も併記したほうが良い。

[健康福祉部長]

- ・併記する。

[政策推進部長]

- ・2の高齢福祉の地域包括支援センターの指標について、認知率の算出根拠は何か。

[健康福祉部長]

- ・アンケートに回答された人のうち、「知っている」と答えた人の割合である。

区分：了解

【案件名】平成27年度指定管理者候補者の選定スケジュールについて

→ 教育部長から説明

- ・平成27年度に指定管理者の選定の対象となる市内公共施設について、指定管理者の募集及び指定管理者選定委員会委員の公募等を行にあたり、選定にかかるスケジュール等の報告を行うものである。

区分：了解

4. 閉会

副市長からの挨拶

- ・夏季厚生休暇期間に入っており、休暇取得時の課内における業務の継続性について、引継ぎ等の適正に行い、気配りを行うこと。
- ・夏季は体調を崩しやすい時期であり、部内職員の体調管理に気配りをする事。

以上